

財団法人山階野生鳥獣保護研究振興財団寄附行為

昭和58年	8月17日	(内閣総理大臣設立許可)
平成7年	1月5日	(内閣総理大臣一部変更認可)
平成11年	7月26日	(同 上)
平成13年	1月6日	(一 部 変 更)

財団法人山階野生鳥獣保護研究振興財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人山階野生鳥獣保護研究振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県我孫子市高野山115番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、野生鳥獣の保護に関する学術及び科学の振興を図るため、これに資する国際会議等に出席する者に対する助成を行い、もって野生鳥獣と人間とが共存できる豊かな環境の保全・形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野生鳥獣の保護に関する学術及び科学の振興に資する国際会議に出席する学者、研究者等に対する助成
- (2) 野生鳥獣の保護に関する普及啓蒙
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げる資産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる資産をもって構成する。

- (1) この法人の設立に際して基本財産とされた資産
- (2) この法人の設立後基本財産として指定して寄附又は出資された資産
- (3) 理事会において基本財産に編入することを議決した資産

3 運用財産は、基本財産以外の資産をもって構成する。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 資産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

3 基本財産は、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、環境大臣の許可を受けなければ、処分し、又は担保に供してはならない。

ただし、基本財産から生じる果実は、この限りではない。

4 資産の管理方法は、前3項に定めるもののほか、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

(経費の支弁)

第8条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第9条 理事長は、事業計画及び収支予算を編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得て、毎会計年度開始前に、環境大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定は、事業計画及び収支予算の変更について準用する。

(事業報告及び収支決算)

第10条 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を得た上、毎会計年度終了後3か月以内にこれらを環境大臣に提出するとともに、その写しを事務局に保存しなければならない。

(収支予算外の義務負担又は権利の放棄)

第11条 収支予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金の処分)

第12条 毎会計年度の決算において剰余金を生じたときは、理事長は、理事会の議決を得て、その全部又は一部を基本財産に編入し、又は翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第4章 役員

(役員の種類別)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事（理事長を含む） 6名以上12名以内
- (3) 監事 2名以内

（役員を選任）

第15条 理事及び監事は、評議員会で選出する。

- 2 理事長は、理事会で互選する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることはできない。
- 4 理事のいずれか1名と当該理事の親族その他特殊な関係にある理事との合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、この法人の理事と親族その他特殊の関係にある者及びこの法人の職員が含まれてはならない。

各監事は、相互に親族その他特殊な関係にある者であってはならない。

（役員職務）

第16条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序に従い、理事がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定める職務を行う。
- 4 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

（役員任期）

第17条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選出された役員任期は、それぞれ前任者又は他の役員残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後も、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

（役員解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

（役員報酬）

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長が理事会の議決を得て指定する常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 前項の規定により有給とされた役員報酬額は、理事長が理事会の議決を得て定める。これを変更する場合も同様とする。

（評議員）

第20条 この法人に評議員を置く。

- 2 評議員は、6名以上12名以内とする。ただし、評議員の定数は、理事の定数の同数以上とする。
- 3 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 4 評議員のいずれか1名と当該評議員の親族その他特殊な関係にある評議員との合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
役員 of いずれか1名と親族その他特殊な関係にある評議員の数についても同様とする。
- 5 第17条から第19条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第5章 会議

(会議の種別)

第21条 この法人の会議は、理事会、評議員会及び選考委員会の3種とする。

(理事会)

第22条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を審議し、議決する。

(招集)

第23条 理事会は、理事長が毎会計年度少なくとも1回の定例理事会を招集するほか、理事長が必要と認めたときこれを招集する。

- 2 理事長は、理事現在数の3分の1以上から理事会招集の請求があったとき又は監事から会議の目的である事項を示して理事会招集の請求があったときは、その請求があった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の少なくとも5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数及び議決)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがある場合を除き、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
- 4 理事長は、簡易な事項については、書面を送付して議決を求め、理事会の議決に代

えることができる。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の目的である事項及びその内容
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 理事の氏名
- (4) 会議に出席した理事の氏名
- (5) 議事の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及び会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名者2名が、これに署名押印の上、事務局に保存する。

(評議員会)

第27条 この寄附行為に定めるもののほか、次に掲げる事項については、理事会の議決に当たり、あらかじめ評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 事業計画及びこれに伴う収支予算並びに事業報告及びこれに伴う収支決算に関する事項
- (2) 基本財産の処分に関する事項
- (3) 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）並びに収支予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄に関する重要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項で理事長において必要と認めるとき事項

2 評議員会は、必要に応じ、理事長が招集する。ただし、評議員現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 評議員会の議長は、評議員会で互選する。

4 第25条及び第26条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(選考委員会)

第28条 この法人に、助成事業の対象となる国際会議及びこれに出席する学者、研究者等のうち助成すべき者を選考するための選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、その選考結果を理事会に報告し、了承を得るものとする。
- 3 選考委員会には、委員長1名及び委員若干名を置く。
- 4 委員は、理事会において選任する。

- 5 委員長は、選考委員会で互選する。
- 6 第2項から第5項までに定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第6章 事務局 (事務局)

第29条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散 (寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、環境大臣の認可を受けて変更することができる。

(解散)

第31条 この法人は、民法第68条第1項第3号及び第4号に掲げる事由による場合を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、環境大臣の認可を受けたときに解散する。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散時に存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、環境大臣の認可を受けて、国、地方自治体又はこの法人の目的と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補則 (施行細則)

第33条 この寄附行為の実施について必要な細則は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

附 則

1. この寄附行為は内閣総理大臣の設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、この寄附行為の効力の発生の日から昭和59年3月31日までとし、この法人の設立当初の会計年度における事業計画及び収支予算は、第9条の規定にかかわらず、設立者の定めるところ

ろによる。

3. この法人の設立当初の役員及び評議員は、第15条第1項及び第2項並びに第20条第3項の規定にかかわらず、別表に掲げる者とし、その任期は第17条第1項及び第20条第5項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。

(注 昭和58年8月17日)

附 則

1. この改正は、内閣総理大臣の認可のあった日から施行する。

(注 平成11年7月26日)

附 則

1. この改正は、平成13年1月6日から施行する。